

地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可申請について

1 地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下同じ。）の設立の認可申請

(1) 提出書類

- ア 地方独立行政法人設立認可申請書（様式第1－1号）
- イ 定款に関する議会の議決書の写
- ウ 定款
- エ 出資に関する議会の議決書の写（設立しようとする地方独立行政法人が移行型地方独立行政法人に当たる場合は、承継させる権利に関する議会の議決書の写。また、設立しようとする地方独立行政法人が移行型地方独立行政法人に当たる場合であつて、新たな出資も行う場合は、両方の議決書の写を提出。）
- オ 出資財産目録（様式第2号）
- カ 地方独立行政法人設立基本計画書（様式第3号）

(2) 提出時期

原則として地方独立行政法人を設立登記しようとするときの前々月末日までとする。

(3) 提出先

広島県地域政策局市町行財政課

(4) 提出部数

1部

2 地方独立行政法人の定款の変更の認可申請

(1) 提出書類

- ア 地方独立行政法人定款変更認可申請書（様式第1－2号）
- イ 定款変更に関する議会の議決書の写
- ウ 変更後の定款（当該条項に係る新旧の比較対照表及び理由書を含む。）
- エ 出資財産目録（様式第2号）
- オ 地方独立行政法人設立基本計画書（様式第3号）

(2) 提出時期

原則として地方独立行政法人の定款を変更登記しようとするときの前々月末日までとする。

(3) 提出先

広島県地域政策局市町行財政課

(4) 提出部数

1部

3 地方独立行政法人の解散の認可申請

(1) 提出書類

- ア 地方独立行政法人解散認可申請書（様式第1－3号）
- イ 解散に関する議会の議決書の写
- ウ 理由書
- エ 定款

(2) 提出時期

原則として地方独立行政法人を解散登記しようとする時の前々月末日までとする。

(3) 提出先

広島県地域政策局市町行財政課

(4) 提出部数

1部

様式第1-1号

文 書 番 号
年 月 日

広島県知事様
(市町行財政課)

地方公共団体の長の職名及び氏名 ⑩

地方独立行政法人〇〇〇〇設立認可申請書

地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、地方独立行政法人〇〇〇〇の設立の認可を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

(注)「地方独立行政法人〇〇〇〇」は、設立しようとする地方独立行政法人の名称とすること。

様式第 1 - 2 号

文 書 番 号
年 月 日

広島県知事様
(市町行財政課)

地方公共団体の長の職名及び氏名 ⑩

地方独立行政法人〇〇〇〇定款変更認可申請書

地方独立行政法人法第 8 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人〇〇〇〇の定款の変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第 1 - 3 号

文 書 番 号
年 月 日

広島県知事様
(市町行財政課)

地方公共団体の長の職名及び氏名 ⑩

地方独立行政法人〇〇〇〇解散認可申請書

地方独立行政法人法第 9 2 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人〇〇〇〇の解散の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号

出 資 財 産 目 録

I 出資総額 金 円
 内 1 現金 金 円
 2 現物出資財産 金 円

II 現物出資財産の内容

[1]土地

種別	所在地	面積	価額	備考
	県 市 町 番地	m ²	円	
計		m ²	円	

[2]建物

施設名	所在地	構造	財産名称	面積	価額	備考
	県 市 町 番地			m ²	円	
計				m ²	円	

[3]その他

名称又は種類	数量	価額	備考
	点	円	
計	点	円	

(注)

- この書類には、地方独立行政法人法施行令第1条又は第10条に基づいて評価したことを証明する書類を添付すること。
- この書類には、土地又は建物に係る出資がある場合には、それらに係る位置図、平面図（縮尺適宜）及び登記簿謄本を添付すること。

地方独立行政法人設立基本計画書

法人の名称		設立団体名		事務所の所在地	
法人の目的					
業務の範囲					
公告の方法		解散に伴う残余財産の帰属に関する事項			
法人の沿革					
役員等		役員会等の設置の有無		審議事項	
副理事長	理事	(有 ・ 無)			
定数 人	定数 人	〔 〕			
	監事				
	定数 人				

(注)

1 「役員等」の欄について

- (1) 定款の変更により役員数を変更する場合は、定数の予定について変更内容を括弧書きで記入すること。
- (2) 「役員会等の設置の有無」の項には、どちらかを○印で囲むこと。
- (3) 「役員会等の設置の有無」の項の括弧中には、役員会等を置く場合のみ具体的な構成委員を記入すること。
- (4) 「審議事項」の項には、役員会等を置く場合のみ具体的な審議事項を記入すること。

2 この書類には、法人の組織図を添付すること。